

重み増す検察審査会

検察の不起訴判断が適正かどうかチェックする検察審査会(検査)の権限が五月に強化され、「起訴相当」の議決が二度続けば、強制的に起訴されることになった。西松建設の違法献金事件では、検査の「民意」を突きつけたられた東京地検特捜部が一転、元社長の追起訴に踏み切り、その存在感を強烈に印象付けた。民意の重みは検察の起訴基準をも塗り替えるのか。(東京社会部・小嶋麻友美)

■一罰百戒

を担当している神洋明弁護士がつぶやいた。

「パンドラの箱を開く。特捜部は先月二十六日一罰百戒は、もはや通団体による自民党「雇用しなくなる」。日弁派のパーティー券購入連で改正検察審査会法問題で、いったん起訴



年約2000件の申し立てがある東京23区の検察審査会。「これまで」「第二」「第三」だけだったが、4月から六つの審査会が増えた。東京・麹が関で

議決に拘束力「西松事件」にメス

猶予とした元社長長岡沢理由で、特捜部はあえ幹雄被告を「政治資金規正法違反罪で公判中」を追起訴。時効が迫っている事情もあつたが、素早い方針転換は法曹界に驚きを持って受け止められた。

■脅威

検察は容疑のある人を裁判にかけると猶予にしても、検査が独占する一方、事情に迫っては不起訴にする大きな裁量を認められた。起訴される「弁護士による商品先物取引会社から迂回献金を受けていたとされる与謝野馨財

も、国沢被告はすでに小沢一郎民主党前代表側への違法献金事件で起訴されているという審の議決が事実上、検

過去10年の検察審査会の議決と検察庁による措置

最高裁判所より、1998～2007年分

① 検察審査会の議決



② 検察によるその後の措置



無罪非増加? 最高裁の統計によると、検査で「起訴相当」か「不起訴不当」と議決されたもので、

政治案件など 起訴増加の可能性も

検察審査会 検察官の不起訴処分について、審査員11人中6人が納得できなかったら「起訴不当」と議決できなければ「起訴相当」と議決は、起訴相当と議決された事件を検察が起訴しなかつた場合、自動的に再審査。再び起訴相当と議決(起訴議決)されると、裁判所が選んだ指定弁護士が起訴、公判を担当する。再審査時は必ず弁護士が立ち会い、検察官の意見を聴く。審査会は全国に165カ所あり、審査件数は年2000～2500件ほど。

起訴に至ったのは二割 結果的に無罪が増える。審査員OBでつく。可能性もある。全国検察審査協会連 神弁護士は「有罪率合会の高野武会長(60) 99%の現状が世界で異は「これまで検察には例。無罪になつても、「素人が口を出すな」裁判という公の場で審という感じがあつた」と意理されることに意味がと振り返る。

議決に法的拘束力を 二度目の起訴議決持たせた今回の法改正で、弁護士が被告の責と裁判員制度導入は、任を追及する検察官役国民の司法参加を担う「車の両輪」とされ要とされる事件も予想る。起訴された事件をされる。このため、検国民が救く裁判員裁判の協力が十分に得らと同様、不起訴事件にれるかどうか課題ついても民意を直接反映させる狙いがあつた。



2009.7.2 中日
**検察審査会に
 再度申し立て**

山県市議選
 ポスター問題

2004(平成16)年の山県市議選をめぐるポスター代水増し請求事件に絡み、岐阜地検が当時の同市議選候補者2人を詐欺罪で不起訴処分(起訴猶予)としたのを不服として、同市民らが1日、岐阜検察審査会に2度目の審査を申し立てた。

申し立てたのは、寺町知正同市議ら3人。同事件に関しては、岐阜地検が07年12月に起訴猶予としたが、同審査会が不起訴不当と議決したため再捜査。

しかし、岐阜地検は「とし3月、再び起訴猶予としていた。審査申立書では、岐阜地検が2度目の起訴猶予とした理由の一つを「この種の公金詐欺

で被害弁償したのに起訴された事例がない」としたことについて、「政治家の刑事犯は特に厳罰に処されるべきで、他に例がないとの理由づけは許されない」と指摘し、起訴相当か不起訴不当の議決を求めている。

ポスター費水増し
 検察審は再審査を
 山県市議ら申し立て

一〇〇四年の岐阜県山県市議選からむポスター製作費の水増し請求事件で、岐阜地検が二度起訴猶予とした宮田軍作市議と当時市議だった横山善道県議について、同市の寺町知正市議らが1日、処分は不当として岐阜検察審査会に再度の審査を申し立てた。

寺町市議は、審査会の不起訴不当の議決を受けながら再び起訴猶予とした地検の処分を「多くの県民に強い不安感と失望感をもたらした」と批判。起訴相当か不起訴不当の議決を求めている。

岐阜県警は〇七年、宮田市議と横山県議を含む七市議と印刷業者らを詐欺容疑で書類送検したが、同年十二月に岐阜地検は全員を起訴猶予とした。

うち辞職しなかった宮田市議と横山県議に検察審査会は昨年六月「公金意識が薄い」と不起訴不当を議決。岐阜地検は今年三月「進退は民意にゆだねるべきだ」として再び起訴猶予としていた。

2009.7.2 岐阜
**検察審査会に
 再度申し立て**

山県市議選
 ポスター費水増し

04年4月の山県市議選を巡る選挙ポスター製作費水増し請求事件で、寺町知正市議らは1日、詐欺容疑で書類送検されて2度にわたって起訴猶予となった2議員について、「起訴相当」か「不起訴不当」の議決を求め、岐阜検察審査会に再度審査を申し立てた。

寺町市議は「政治家の不正を放置するもので許しがたい」と主張。この事件では、7議員が書類送検され、全員が07年12月に起訴猶予処分となった。このうち県議と市議の計2人について、同審査会は08年6月、不起訴不当と議決したが、岐阜地検は今年3月、再度起訴猶予処分とした。

【鈴木敬子】

2009.7.2 岐阜